

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

規則

- 地方独立行政法人東京都立病院機構に係る地方独立行政法人法に規定する重要な財産を定める条例の施行期日を定める規則…(病院経営本部経営企画部総務課)…一
- 東京都が設立する地方独立行政法人東京都立病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する規則…(同)…一
- 地方独立行政法人東京都立病院機構に係る地方独立行政法人法第五十九条第二項に規定する条例で定める内部組織を定める条例の施行期日を定める規則…(同)…五

告示

- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除…(環境局環境改善部化学物質対策課)…五
- 知事指定薬物の指定…(福祉保健局健康安全全部業務課)…七
- 土砂災害警戒区域等の指定の解除…(建設局河川部指導調整課)…七
- 土砂災害警戒区域等の指定…(同)…八
- 告示(公)
- 東京都暴力追放運動推進センターの代表者の氏名の変更…九
- 建設業者に関する公告…(都市整備局市街地建築部建設業課)…九
- 開発行為に関する工事完了…(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…九

規則

地方独立行政法人東京都立病院機構に係る地方独立行政法人法に規定する重要な財産を定める条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和四年六月二十八日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百五十四号

地方独立行政法人東京都立病院機構に係る地方独立行政法人法に規定する重要な財産を定める条例の施行期日を定める規則

地方独立行政法人東京都立病院機構に係る地方独立行政法人法に規定する重要な財産を定める条例(令和四年東京都条例第四十七号)の施行期日は、令和四年七月一日とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都が設立する地方独立行政法人東京都立病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する規則を公布する。

令和四年六月二十八日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百五十五号

東京都が設立する地方独立行政法人東京都立病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。)の規定に基づき、東京都が設立する地方独立行政法人東京都立病院機構(以下「法人」という。)の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(監査報告の作成)

第二条 監事は、法第十三条第四項の規定により監査報告を作成しようとするときは、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び

監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第一号並びに第四項第三号及び第四号並びに第十三条第一項第一号において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一 法人の役員及び職員

二 前号に掲げる者のほか、監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

2 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

3 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、法人の他の監事との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

4 監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 監事の監査の方法及びその内容

二 法人の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

三 法人の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

四 法人の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

五 監査のため必要な調査を実施できなかったときは、その旨及びその理由

六 監査報告を作成した日

（監事の調査の対象となる書類）

第三条 法第十三条第六項第二号に規定する規則で定める書類は、この規則の規定に基づき知事に提出する書類とする。

（業務方法書の記載事項）

第四条 法第二十二條第二項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 行政的医療をはじめとする医療の提供に関する事項

二 地域医療の充実並びに東京都の医療政策、保健政策及び福祉政策の推進への貢献に関する事項

三 災害及び公衆衛生上の緊急事態等に対処するために必要な業務に関する事項

四 医療に関する研究及び調査に関する事項

五 医療に関する技術者の研修及び育成に関する事項

六 予防医療の提供に関する事項

七 業務委託の基準に関する事項

八 契約の方法に関する事項

九 その他法人の業務執行に関し必要な事項

（中期計画の作成及び変更に係る認可の申請）

第五条 法人は、法第二十六条第一項の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、中期計画を記載した申請書を、当該中期計画の最初の事業年度開始の日の百二十日前までに（法人の設立後最初の中期計画については、法人の設立後遅滞なく）、知事に提出しなければならない。

2 法人は、法第二十六条第一項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

（中期計画の記載事項）

第六条 法第二十六条第二項第七号の規則で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。

一 施設及び設備に関する計画

二 法第四十条第四項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に  
関する計画

三 その他法人の業務運営に関し必要な事項

（年度計画の作成及び変更に係る事項）

第七条 法第二十七条第一項の年度計画には、中期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。

2 法人は、前項の年度計画を変更したときは、法第二十七条第一項後段の規定により、変更した事項及びその理由を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

（業務実績等報告書）

（業務実績等報告書）

第八条 法第二十八条第二項に規定する報告書には、当該報告書が次の各号に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める項目ごとに自ら評価を行った結果を記載しなければならない。

- 一 事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書 当該事業年度に係る年度計画に定めた項目
- 二 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書並びに中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書 中期計画に定めた項目

(会計処理)

第九条 知事は、法人が法第四十二条の二第二項の規定に基づいて行う出資等に係る不要財産の譲渡取引について、当該譲渡取引により生じた譲渡差額を損益計算上の損益に計上しないことが必要と認められる場合は、当該譲渡取引を指定することができる。

2 前項の指定を受けた譲渡取引については、その譲渡差額を損益には計上せず、当該譲渡差額と同額を資本剰余金に対する控除又は加算として計上するものとする。

3 第一項の指定を受けた譲渡取引に係る出資等に係る不要財産の都への納付に要した費用のうち、知事が都への納付額から控除を認める費用については損益計算上の費用には計上せず、当該費用の額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。

(財務諸表)

第十条 法第三十四条第一項の規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成十六年総務省告示第二百二十一号）第二章第七節に規定するキャッシュ・フロー計算書及び同章第九節に規定する行政サービス実施コスト計算書とする。

(事業報告書の作成)

第十一条 法第三十四条第二項の規定により作成する事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 法人に関する基礎的な情報

- イ 目的、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、組織図その他法人の概要
- ロ 事務所（従たる事務所を含む。）の所在地
- ハ 資本金の額（前事業年度末からの増減を含む。）
- ニ 役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴
- ホ 常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）及び平均年齢並びに法人への出向者の数

二 財務諸表の要約

三 財務情報

- イ 財務諸表に記載された事項の概要
- ロ 重要な施設等の整備等の状況
- ハ 予算及び決算の概要
- ニ 経費の削減及び効率化に関する目標及びその達成状況
- 四 事業に関する説明
- イ 財源の内訳
- ロ 財務情報及び業務の実績に基づく説明

(財務諸表の閲覧期間)

第十二条 法第三十四条第三項の規則で定める期間は、五年とする。

(会計監査人の責務等)

第十三条 会計監査人は、法第三十五条第一項後段の規定による職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。

- 一 法人の役員及び職員
- 二 前号に掲げる者のほか、会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

2 前項の規定は、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

(会計監査報告の作成)

第十四条 会計監査人は、法第三十五条第一項後段の会計監査報告には、次に掲げる事

項を記載しなければならない。

一 会計監査人の監査の方法及びその内容

二 財務諸表（利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この号及び次項において同じ。）が法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のイからハまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ 無限定適正意見 監査の対象となった財務諸表が地方独立行政法人会計基準（地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解第二章に規定する会計基準をいう。ロにおいて同じ。）その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

ロ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となった財務諸表が除外事項を除き地方独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨及び除外事項

ハ 不適正意見 監査の対象となった財務諸表が不適正である旨及びその理由

三 前号の意見がないときは、その旨及びその理由

四 追記情報

五 前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に関して必要な報告

六 会計監査報告を作成した日

2 前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。

一 正当な理由による会計方針の変更

二 重要な偶発事象

三 重要な後発事象

（積立金の処分に関する承認の手続）

第十五条 法人は、中期目標の期間の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る法第四十条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一

項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を同条第四項の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに知事に提出しなければならない。

一 法第四十条第四項の承認を受けようとする金額

二 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、法第三十条第一項の規定により当該事業年度に係る財務諸表を提出したときは、第一号及び第二号の書類の添付を要しない。

一 当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表

二 当該期間最後の事業年度の損益計算書

三 その他知事が必要と認める事項を記載した書類

（納付金の納付の手続）

第十六条 法人は、法第四十条第五項の残余があるときは、同項の規定により納付する残余（以下「納付金」という。）の額の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、知事が別に定める日までに、これを知事に提出しなければならない。ただし、前条第一項の申請書を提出したときは、同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

（納付金の納付期限）

第十七条 納付金は、知事が別に定める日までに納付しなければならない。

（短期借入金の認可申請）

第十八条 法人は、法第四十一条第一項ただし書の規定により短期借入金の借入れの認可を受けようとするとき、又は同条第二項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 借入れを必要とする理由
  - 二 借入金の額
  - 三 借入先
  - 四 借入金の利率
  - 五 借入金償還の方法及び期限
  - 六 利息の支払の方法及び期限
  - 七 その他知事が必要と認める事項
- (重要な財産の処分等の認可の申請)

第十九条 法人は、法第四十四条第一項の規定により地方独立行政法人東京都立病院機構に係る地方独立行政法人法に規定する重要な財産を定める条例（令和四年東京都条例第四十七号）第二条に規定する重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること（以下「処分等」という。）について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 処分等に係る財産の内容及び予定価格（適正な対価を得てする売却以外の方法により処分等を行う場合にあつては、その適正な見積価額）
- 二 処分等の条件
- 三 処分等の方法
- 四 法人の業務運営上支障がない旨及びその理由

(内部組織)

第二十条 法第五十六条の二第一号に規定する法人の内部組織として設立団体の規則で定めるものは、現に存する理事長の直近下位の内部組織として知事が定めるもの（次項において「現内部組織」という。）であつて再就職者（法第五十六条の二第一号に規定する再就職者をいい、離職後二年を経過した者を除く。次項において同じ。）が離職前五年間に在職していたものとする。

2 理事長の直近下位の内部組織として知事が定めるものであつて再就職者が離職前五年間に在職していたものが行つていた業務を現内部組織（当該内部組織が現内部組織である場合にあつては他の現内部組織）が行つている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前五年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。

なす。

(管理又は監督の地位)

第二十一条 法第五十六条の二第二号に規定する管理又は監督の地位として設立団体の規則で定めるものは、東京都職員の退職管理に関する規則（平成二十八年東京都人事委員会規則第十一号）第二十一条各号に掲げる職員が就いている職に相当するものとして知事が定めるものとする。

附則

この規則は、令和四年七月一日から施行する。

地方独立行政法人東京都立病院機構に係る地方独立行政法人法第五十九条第二項に規定する条例で定める内部組織を定める条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和四年六月二十八日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第五十六号

地方独立行政法人東京都立病院機構に係る地方独立行政法人法第五十九条

第二項に規定する条例で定める内部組織を定める条例の施行期日を定める

規則

地方独立行政法人東京都立病院機構に係る地方独立行政法人法第五十九条第二項に規定する条例で定める内部組織を定める条例（令和四年東京都条例第四十八号）の施行期日は、令和四年七月一日とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

●東京都告示第九百八十一号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十二年東京都告示第七十八号及び令和四年東京都告示第六百十七号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定

により、次のとおり告示する。

令和四年六月二十八日

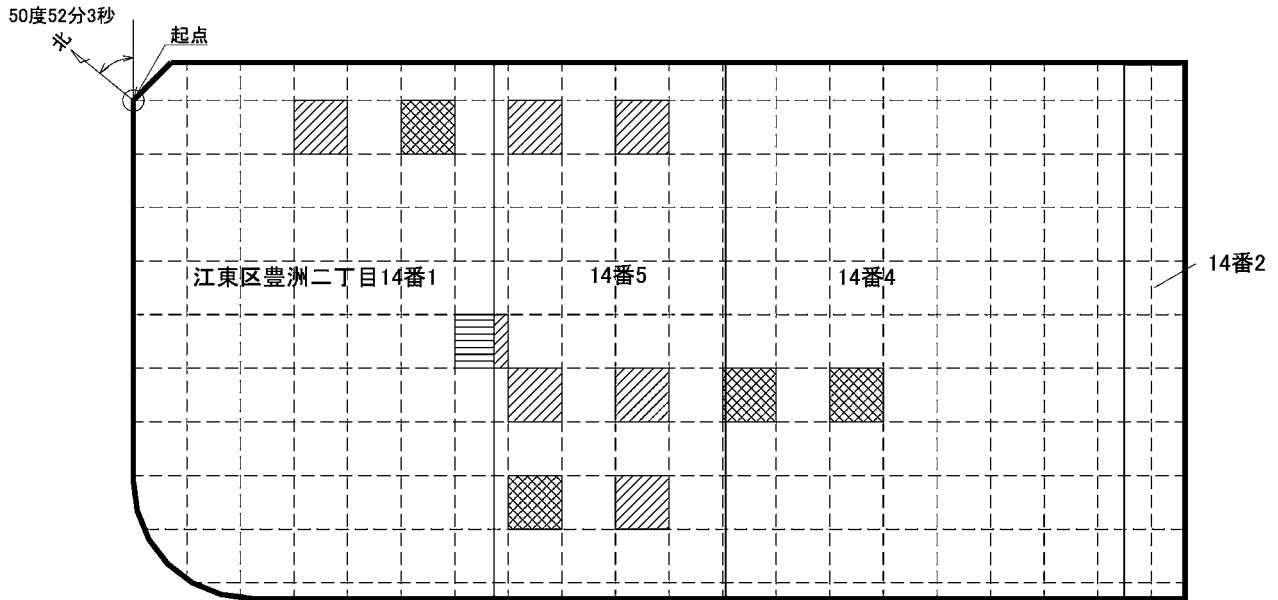
東京都知事 小池百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(江東区豊洲二丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別 図



**【凡例】**

- : 単位区画
- : 筆境界
- : 敷地境界
- ▨ : 形質変更時要届出区域 (平成22年東京都告示第1078号で指定された区域)
- ▧ : 形質変更時要届出区域 (令和4年東京都告示第617号で指定された区域)
- ▩ : 指定を解除する区域

**【起点】**  
 起点は、江東区豊洲二丁目14番1の最北端とする。

**【格子の回転角度 (50度52分3秒)】**  
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第九百八十二号  
 東京都薬物の濫用防止に関する条例（平成十七年東京都条例第六十七号）第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和四年六月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 知事指定薬物の名称

別表のとおり

二 指定理由

人の身体に使用することにより、精神に幻覚等の作用を及ぼし、また、これを濫用することにより、人の健康に被害が生じると認められるため

三 施行期日

令和四年六月二十九日

【別表】

	化学名	通称名
(1)	2-（エチルアミノ）-2-（3-メチルフェニル）シクロヘキサン-1-オン及びその塩類	DMXE、Deoxymethoxetamine
(2)	N, N-ジエチル-2- { [5-ニトロ-2-（4-プロポキシフェニル）メチル]-1H-ベンゾ [d] イミダゾール-1-イル} エタナミン及びその塩類	Protonitazene
(3)	1-（シクロブチルメチル）-N-（2-フェニルプロパン-2-イル）-1H-インドール-3-カルボキサミド及びその塩類	CUMYL-CBMICA

●東京都告示第九百八十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、平成三十一年東京都告示第三百六十七号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都南多摩東部建設事務所及び稲城市役所において縦覧に供する。

令和四年六月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
稲城市	大丸	225001-K026	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
	大丸 向陽台六丁目	225001-K027		

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
稲城市	大丸	225001-K026	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
	大丸 向陽台六丁目	225001-K027			

●東京都告示第九百八十四号  
 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。  
 なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都南多摩東部建設事務所及び稲城市役所において縦覧に供する。

令和四年六月二十八日

東京都知事 小池 百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
稲城市	大丸	225001-K026	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
	大丸 向陽台六丁目	225001-K027		

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
稲城市	大丸	225001-K026	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
	大丸 向陽台六丁目	225001-K027			



告示(公)

●東京都公安委員会告示第219号

暴力追放運動推進センターに関する規則(平成3年国家公安委員会規則第7号)第3条第1項の規定により、次の東京都暴力追放運動推進センターから代表者の氏名の変更の届出があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和4年6月28日

東京都公安委員会

委員長 山口 徹

- 1 変更の届出があった東京都暴力追放運動推進センター  
公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター
- 2 変更に係る事項  
代表者の氏名  
旧 櫻榮 茂樹  
新 古森 裕次
- 3 変更年月日  
令和4年6月3日

公告

建設業の許可の取消処分の公告について

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定による処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和四年六月二十八日

東京都知事 小池 百合子

一 処分した年月日

令和四年六月十日

二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
有限会社松下工業

江戸川区平井五丁目三十六番十号

松下 弘

東京都知事許可(般一三)第一〇三七五〇号

三 処分の内容

建設業法第二十九条第一項第二号に基づく許可の取消

四 処分の原因となった事実

役員が、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)違反、刑法(明治四十年法律第四十五号)第一百七十二条(業務上失火)及び同法第二百十一条(業務上過失致死傷)の罪により禁錮三年(執行猶予五年)の刑が確定した。このことが、建設業法第八条第十二号で規定する許可の欠格要件に該当する。

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年六月二十八日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 申 明

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称  
住所及び氏名

日野市南平八丁目十五番一の 小平市鈴木町一丁目四百七

一部

十二番地四十  
誠賀建設株式会社

代表取締役 加賀美 誠

日野市旭が丘三丁目二番十八  
六番十一号

練馬区石神井町二丁目二十  
一建設株式会社  
代表取締役 堀口 忠美

立川市曙町三丁目二百十三番  
一の一部及び同番二十八(第  
二工区)

西東京市東伏見三丁目六番  
十九号  
タクトホーム株式会社  
代表取締役 小寺 一裕

あきる野市野辺字川原千二百  
五十五番九十の一部、同番九  
十二及び同番九十三

東大和市向原四丁目二十一  
番地七  
株式会社キョーワハウス  
代表取締役 高橋 欣尚



発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 ○三(五三二)一(一)一(代)  
 郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)  
 三〇円

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)  
 郵便番号  
 113-0001

